# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2022年1月20日提出 |
| 【計算期間】 | 第6特定期間(自 2021年4月23日至 2021年10月22日) |
| 【ファンド名】 | 米国株式配当貴族（年４回決算型） |
| 【発行者名】 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | ＣＥＯ兼代表取締役社長 小池　広靖 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都江東区豊洲二丁目２番１号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 松井　秀仁 |
| 【連絡場所】 | 東京都江東区豊洲二丁目２番１号 |
| 【電話番号】 | 03-6387-5000 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

# 第一部【ファンド情報】

## 第１【ファンドの状況】

### １【ファンドの性格】

#### （１）【ファンドの目的及び基本的性格】

◆米国の株式を実質的な主要投資対象※とし、S&P 500配当貴族指数（配当込み・円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※ファンドは、「米国株式配当貴族インデックスマザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

◆実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、3,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(米国株式配当貴族（年4回決算型）)

《商品分類表》

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 補足分類 |
|---|---|---|---|
| 単位型<br>追加型 | 国内<br>海外<br>内外 | 株式<br>債券<br>不動産投信<br>その他資産<br>（　）<br>資産複合 | インデックス型<br>特殊型 |

《属性区分表》

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ | 対象インデックス |
|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br><br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>（　） | 年1回<br><br>年2回<br><br>年4回<br><br>年6回<br>(隔月)<br><br>年12回<br>(毎月)<br><br>日々<br><br>その他<br>（　） | グローバル<br><br>日本<br><br>北米<br><br>欧州<br><br>アジア<br><br>オセアニア<br><br>中南米<br><br>アフリカ<br><br>中近東<br>(中東)<br><br>エマージング | ファミリーファンド | あり<br>（　） | 日経225<br><br>ＴＯＰＩＸ |
| 不動産投信<br><br>その他資産<br>（投資信託証券<br>(株式 一般)）<br><br>資産複合<br>（　）<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | | | ファンド･オブ･ファンズ | なし | その他<br>(S&P 500配当貴族<br>指数(配当込み･円<br>換算ベース)) |

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。
なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。
《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》　http://www.toushin.or.jp/

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

＜商品分類表定義＞
［単位型投信・追加型投信の区分］
(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
［投資対象地域による区分］
(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
［投資対象資産による区分］
(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［独立した区分］

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］

(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

［投資対象資産による属性区分］

株式

(1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

(1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

［決算頻度による属性区分］

(1)年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年４回…目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年６回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

［投資対象地域による属性区分(重複使用可能)］

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるも

のをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資形態による属性区分］

(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

［為替ヘッジによる属性区分］

(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

［インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分］

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

［特殊型］

(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

## （２）【ファンドの沿革】

2018年11月14日　　信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

## （３）【ファンドの仕組み】

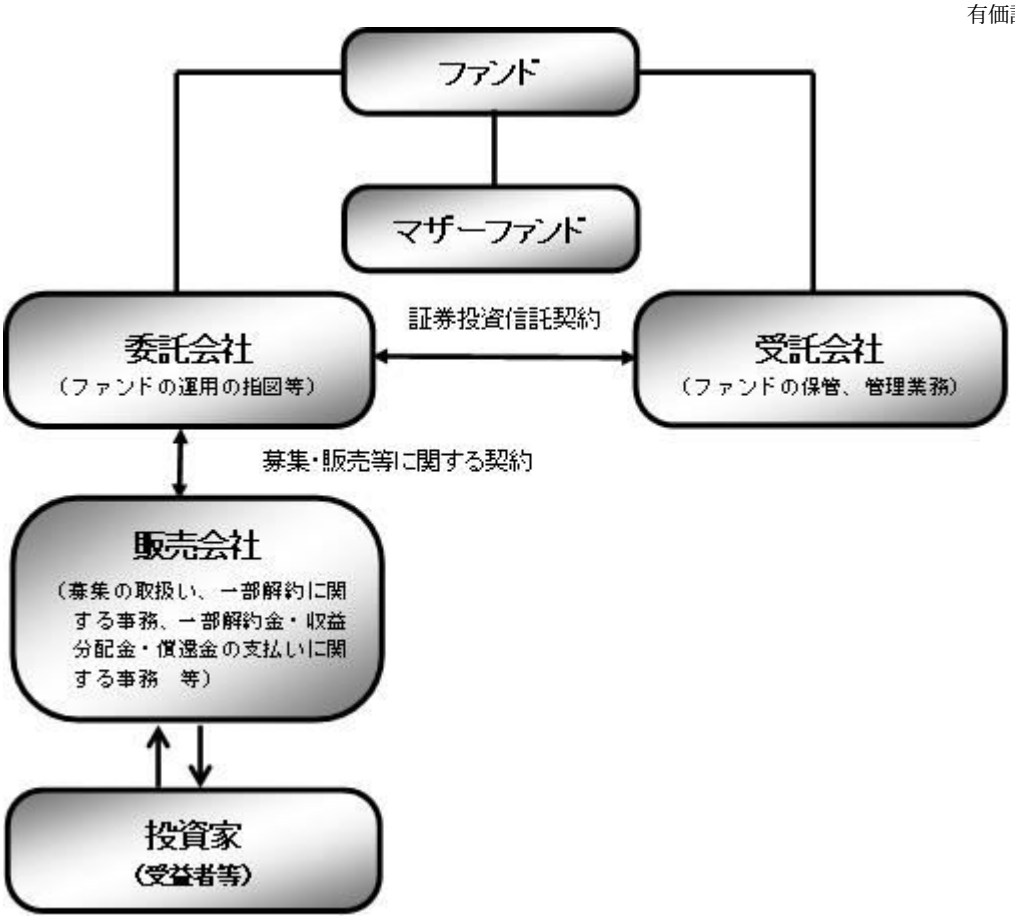


| | |
|---|---|
| **ファンド** | **米国株式配当貴族（年4回決算型）** |
| **マザーファンド（親投資信託）** | **米国株式配当貴族インデックスマザーファンド** |
| **委託会社（委託者）** | **野村アセットマネジメント株式会社** |
| **受託会社（受託者）** | **野村信託銀行株式会社** |

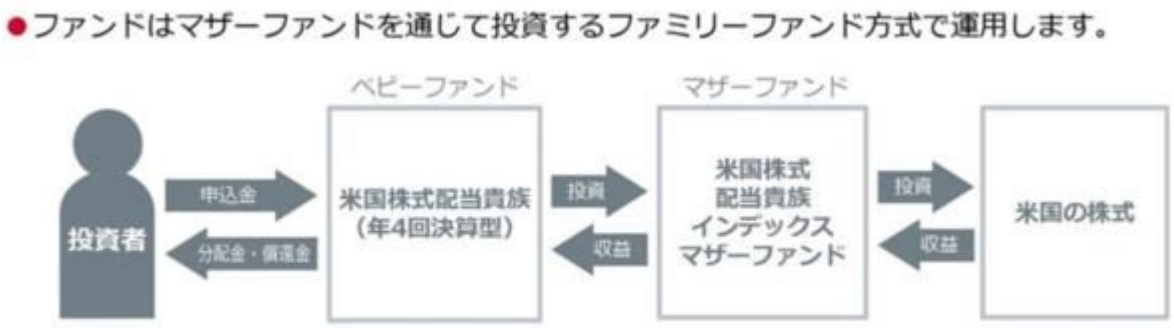


**■委託会社の概況(2021年12月末現在)■**

**・名称**

**野村アセットマネジメント株式会社**

**・資本金の額**

**17,180百万円**

**・会社の沿革**

1959年12月１日　野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997年10月１日　投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000年11月１日　野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|---|---|---|---|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋1-13-1 | 5,150,693株 | 100% |

## ２【投資方針】

### （１）【投資方針】

●米国の株式を実質的な主要投資対象とし、S&P 500配当貴族指数（配当込み・円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

・「S&P 500配当貴族指数（配当込み・円換算ベース）」は、S&P 500配当貴族指数（配当込み・米ドル建て）を委託会社において円換算したものです。

・S&P 500配当貴族指数とは、S&P Dow Jones Indices LLC が開発し算出している米国の株価指数です。当該指数は、S&P 500指数の構成銘柄のうち25年以上連続で増配している銘柄を対象とし、均等加重により算出されます。年次見直し時の構成銘柄数は最低40銘柄とし、25年以上連続で増配している銘柄が40銘柄を下回る場合は、20年以上連続で増配している銘柄を配当利回りの高い順に40銘柄になるまで追加します。40銘柄に満たない場合は、配当利回りの高い順に40銘柄になるまで追加します。

■投資プロセス■

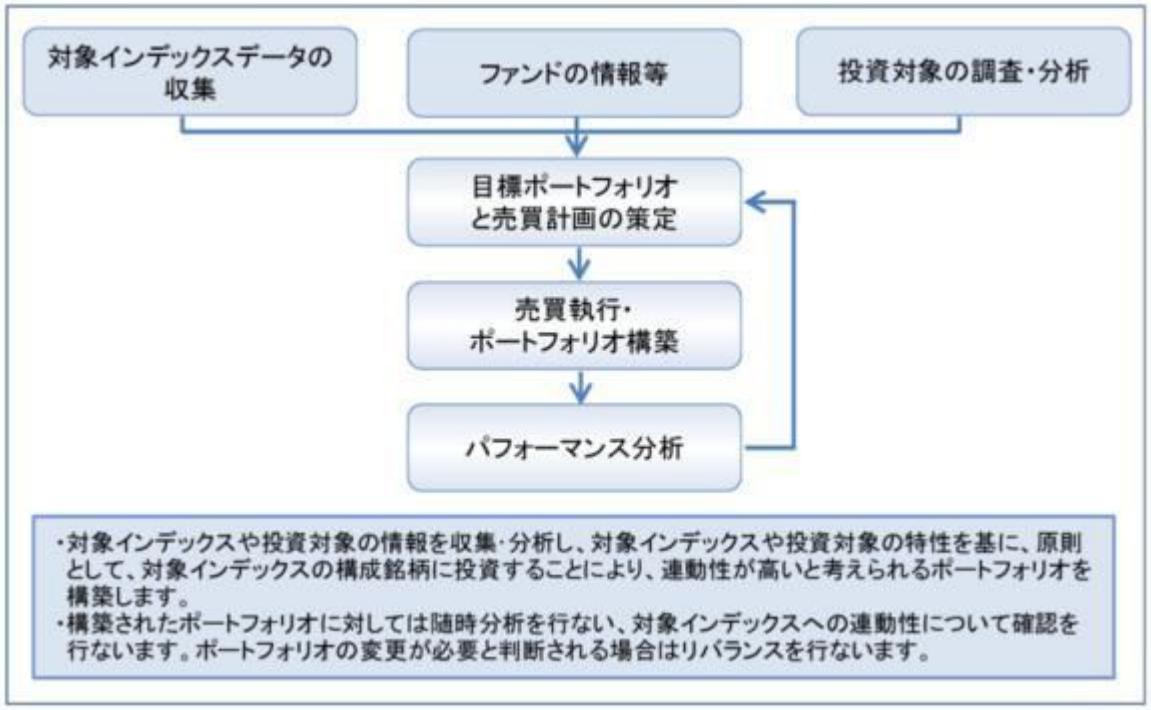


＊上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

●株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

●S&P 500配当貴族指数（配当込み・円換算ベース）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

◆効率的な運用を行なうため、上場投資信託証券（ETF）を実質的に活用する場合があります。

●実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

■指数の著作権等について■

「S&P 500 Dividend Aristocrats Index」（S&P 500配当貴族指数）（「当インデックス」）はS&P Dow Jones Indices LLC（「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスが野村アセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's(R) およびS&P(R) はStandard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones(R) はDow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが野村アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」）によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追随するS&P 500 Dividend Aristocrats Indexの能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。S&P 500 Dividend Aristocrats Indexに関して、S&P Dow Jones Indicesと野村アセットマネジメント株式会社との間にある唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesまたはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。S&P 500 Dividend Aristocrats Indexは野村アセットマネジメント株式会社または当ファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、 S&P 500 Dividend Aristocrats Indexの決定、構成または計算において野村アセットマネジメント株式会社または当ファンドの所有者の要求を考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの価格または数量、あるいは当ファンドの発行または販売のタイミングの決定、当ファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P 500 Dividend Aristocrats Indexに基づく投資商品が、インデックスのパフォーマンスを正確に追随する、あるいはプラスの投資収益を提供する保証はありません。 S&P Dow Jones Indices LLCは投資顧問会社ではありません。 インデックスに証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。
S&P DOW JONES INDICESは、当インデックスまたはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESは、これに含まれる誤り、欠落または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、当インデックスまたはそれに関連するデータの商品性、特定の目的または使用への適合性、それらを使用することによって野村アセットマネジメント株式会社、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESと野村アセットマネジメント株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

「米国株式配当貴族インデックスマザーファンド」への投資を通じて、米国の株式を実質的な主要投資対象とします。

なお、株式等に直接投資する場合があります。

①投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   - イ．有価証券
   - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限④および⑤」に定めるものに限ります。）に係る権利
   - ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
   - ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   - イ．為替手形

②有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である米国株式配当貴族インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するも

の

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
17. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券または証書のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

## (参考)マザーファンドの概要

（米国株式配当貴族インデックスマザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

**１．基本方針**

**この投資信託は、S&P 500配当貴族指数（配当込み・円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。**

**２．運用方法**

**(1) 投資対象**

**米国の株式を主要投資対象とします。**

**(2) 投資態度**

**① 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。**

**② S&P 500配当貴族指数（配当込み・円換算ベース）の動きを効率的に捉える投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。また、効率的な運用を行なうため、上場投資信託証券（ETF）を活用する場合があります。**

**③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。**

**④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。**

**(3) 投資制限**

**① 株式への投資割合には制限を設けません。**

**② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。**

**③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。**

**④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。**

**⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。**

**⑥ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。**

**⑦ 同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。**

**⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。**

**⑨ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。**

**（３）【運用体制】**

**ファンドの運用体制は以下の通りです。**

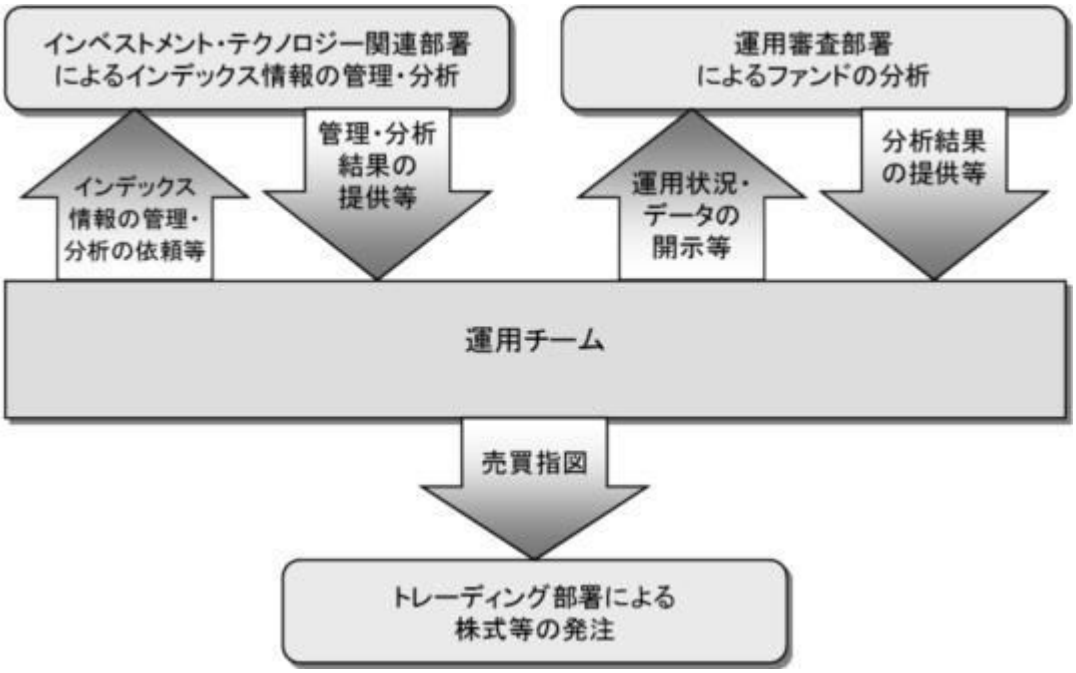


**※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。**

**当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。**

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

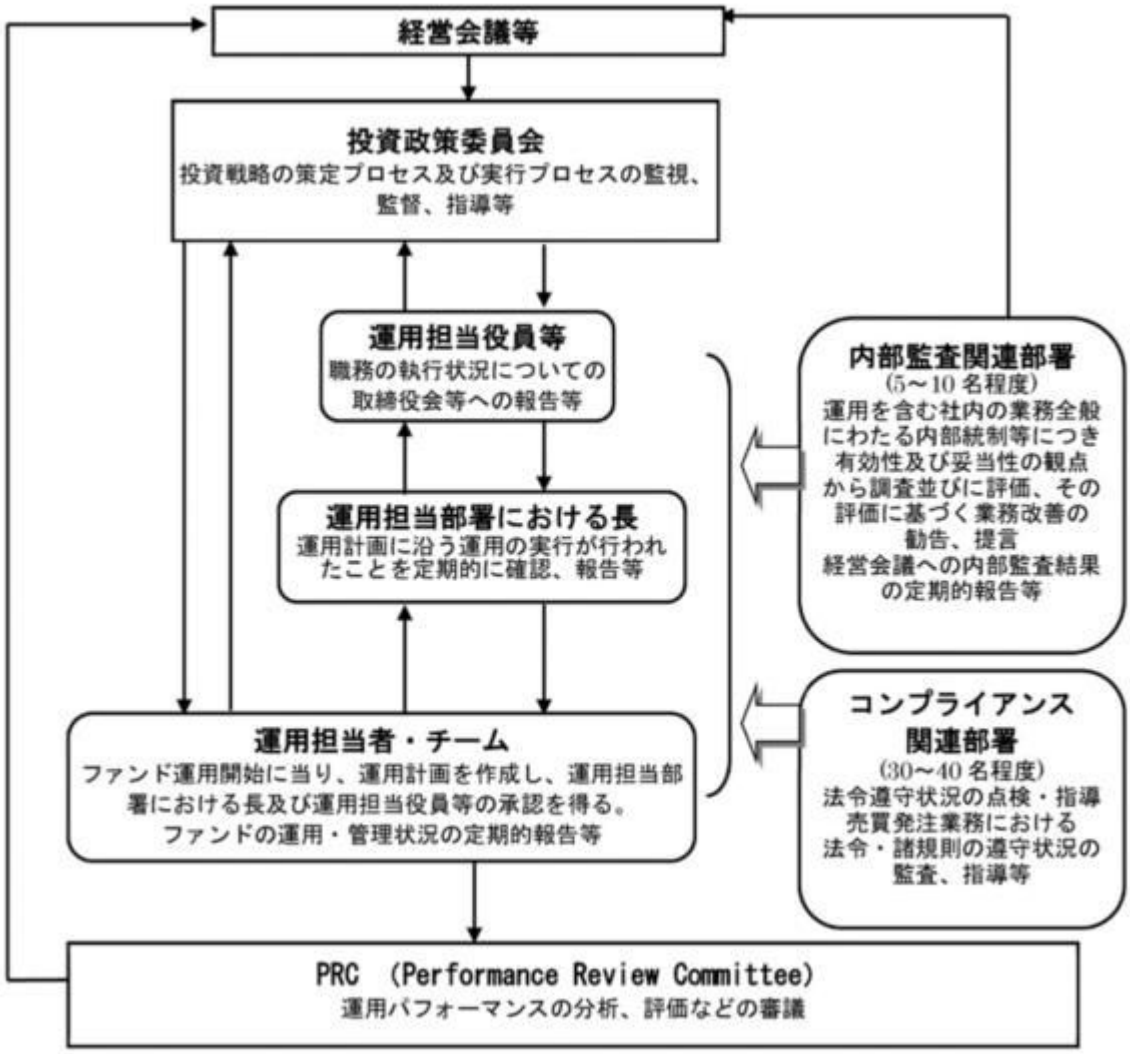


≪委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等≫

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、上記①の範囲内で、配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として**毎年1月、4月、7月および10月の各22日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

（５）【投資制限】

①運用の基本方針 2. 運用方法 （3）投資制限（信託約款）

・株式への実質投資割合には制限を設けません。
・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
・同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
・外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
・同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
・前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②投資する株式等の範囲(信託約款)

(ⅰ)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ⅱ)上記(ⅰ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③信用取引の指図範囲(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

④先物取引等の運用指図(信託約款)

(ⅰ)委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(ⅱ)委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

(ⅲ)委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ⅲ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(ⅳ)委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ⅲ)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものと

します。

⑦特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑧資金の借入れ(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ⅱ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ⅲ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ⅳ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑨同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(ⅰ)の数が(ⅱ)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(ⅰ)委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ⅱ)当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

## 3【投資リスク】

**≪基準価額の変動要因≫**

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**

したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

**[株価変動リスク]**

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。また、ファンドは、特定のテーマを対象としたインデックスに連動する投資成果を目指して運用を行ないますので、米国の株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。

**[為替変動リスク]**

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

◆ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。

◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

**リスク管理関連の委員会**

**◆パフォーマンスの考査**

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

**◆運用リスクの管理**

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。
※流動性リスク管理について

**流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。**

**リスク管理体制図**

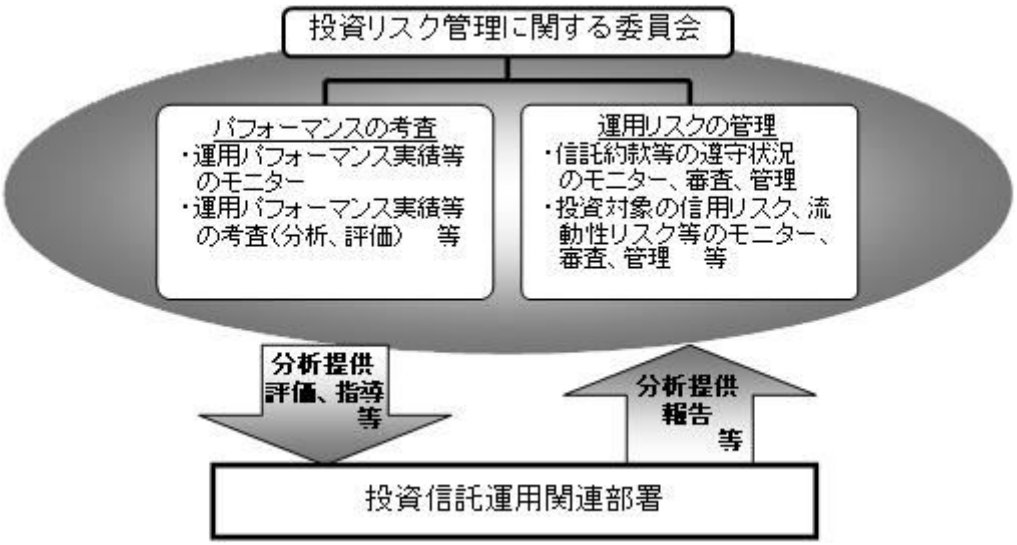


**※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。**

# 投資リスク

## リスクの定量的比較（2016年12月末～2021年11月末：月次）

**ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移**

**ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較**

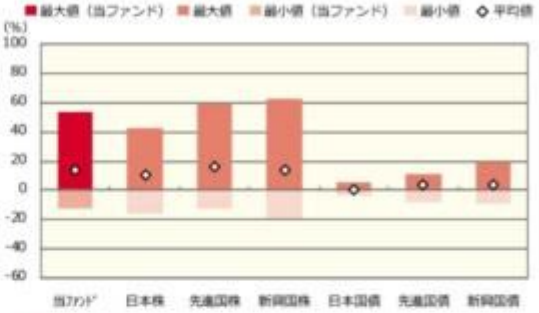


| | 当ﾌｧﾝﾄﾞ | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 最大値（%） | **53.2** | 42.1 | 59.8 | 62.7 | 5.4 | 11.4 | 19.3 |
| 最小値（%） | **△ 13.0** | △ 16.0 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 4.0 | △ 7.9 | △ 9.4 |
| 平均値（%） | **14.4** | 10.4 | 16.2 | 13.9 | 0.2 | 3.2 | 4.1 |

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
＊年間騰落率は、2016年12月から2021年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。なお、2019年10月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2016年12月から2021年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

# 投資リスク

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
○日本国債：NOMURA-BPI 国債
○先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
○MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
○JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC　他）

## 4【手数料等及び税金】

### （1）【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜2.0%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.55%（税抜年0.50%）の率（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分については次の通り(税抜)とします。

| ＜委託会社＞ | ＜販売会社＞ | ＜受託会社＞ |
|---|---|---|
| 年0.25% | 年0.22% | 年0.03% |

≪支払先の役務の内容≫

| ＜委託会社＞ | ＜販売会社＞ | ＜受託会社＞ |
|---|---|---|
| ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 |

（４）【その他の手数料等】

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。

④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額※をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただ

きます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

≪損益通算について≫

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

| 《利子所得》 | 《上場株式等に係る譲渡所得等》(注2) | 《配当所得》 |
|---|---|---|
| ・特定公社債(注1)の利子<br>・公募公社債投資信託の収益分配金 | 特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の<br>・譲渡益<br>・譲渡損 | ・上場株式の配当<br>・公募株式投資信託の収益分配金 |

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額に

ついては、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**■換金（解約）時および償還時の課税について■**

［個人の投資家の場合］

換金（解約）時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

［法人の投資家の場合］

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

**■個別元本について■**

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

**■分配金の課税について■**

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

| | |
|---|---|
| ①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。 | 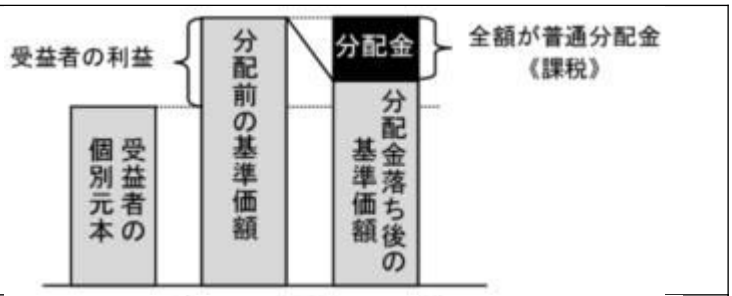 |
| ②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。 | 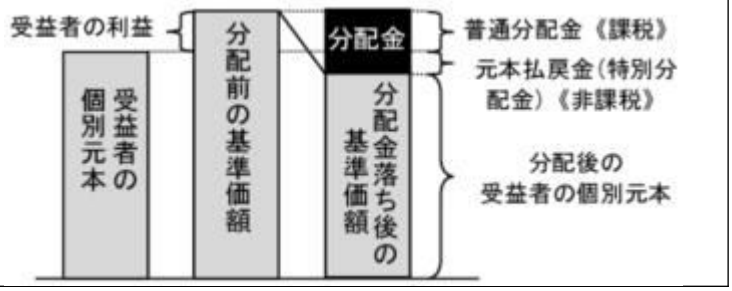 |

※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

＊外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

＊税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2021年11月末現在）が変更になる場合があります。

## ５【運用状況】

以下は2021年11月30日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### （１）【投資状況】

米国株式配当貴族（年４回決算型）

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 29,576,703,515 | 99.99 |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | ― | 2,934,397 | 0.00 |
| 合計（純資産総額） | | 29,579,637,912 | 100.00 |

（参考）米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 株式 | アメリカ | 46,581,236,622 | 94.06 |
| 投資信託受益証券 | アメリカ | 361,310,766 | 0.72 |
| 投資証券 | アメリカ | 2,282,211,557 | 4.60 |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | ― | 297,858,021 | 0.60 |
| 合計（純資産総額） | | 49,522,616,966 | 100.00 |

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

| 資産の種類 | 建別 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|
| 株価指数先物取引 | 買建 | アメリカ | 264,572,135 | 0.53 |

### （２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

米国株式配当貴族（年４回決算型）

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 日本 | 親投資信託受益証券 | 米国株式配当貴族インデックスマザーファンド | 15,591,303,909 | 1.8661 | 29,095,088,760 | 1.8970 | 29,576,703,515 | 99.99 |

## 種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 99.99 |
| 合　　計 | 99.99 |

## （参考）米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | アメリカ | 株式 | SMITH (A.O.) CORP | 建設関連製品 | 97,590 | 7,845.95 | 765,686,493 | 9,199.44 | 897,773,564 | 1.81 |
| 2 | アメリカ | 株式 | ALBEMARLE CORP | 化学 | 28,140 | 19,100.02 | 537,474,760 | 31,388.00 | 883,258,469 | 1.78 |
| 3 | アメリカ | 株式 | GRAINGER(W.W.) INC | 商社・流通業 | 14,907 | 49,101.76 | 731,960,068 | 56,382.13 | 840,488,510 | 1.69 |
| 4 | アメリカ | 株式 | FRANKLIN RESOURCES INC | 資本市場 | 212,000 | 3,430.57 | 727,282,006 | 3,839.73 | 814,024,350 | 1.64 |
| 5 | アメリカ | 株式 | NUCOR CORP | 金属・鉱業 | 63,660 | 9,850.80 | 627,102,333 | 12,750.20 | 811,677,980 | 1.63 |
| 6 | アメリカ | 株式 | SHERWIN-WILLIAMS | 化学 | 21,250 | 31,443.30 | 668,170,186 | 38,031.03 | 808,159,506 | 1.63 |
| 7 | アメリカ | 株式 | LOWES COS INC | 専門小売り | 28,480 | 23,101.05 | 657,918,155 | 28,280.94 | 805,441,359 | 1.62 |
| 8 | アメリカ | 株式 | AUTOMATIC DATA PROCESS | 情報技術サービス | 29,920 | 22,476.79 | 672,505,631 | 26,838.34 | 803,003,223 | 1.62 |
| 9 | アメリカ | 株式 | MCCORMICK & CO INC. | 食品 | 80,700 | 10,154.98 | 819,507,168 | 9,896.85 | 798,675,981 | 1.61 |
| 10 | アメリカ | 株式 | ABBVIE INC | バイオテクノロジー | 59,690 | 12,779.97 | 762,836,481 | 13,298.57 | 793,791,960 | 1.60 |
| 11 | アメリカ | 株式 | BROWN-FORMAN CORP-CL B | 飲料 | 93,750 | 8,549.47 | 801,513,028 | 8,440.59 | 791,305,903 | 1.59 |
| 12 | アメリカ | 株式 | WEST PHARMACEUTICAL SERVICES | ヘルスケア機器・用品 | 15,468 | 39,224.30 | 606,721,514 | 50,898.42 | 787,296,801 | 1.58 |
| 13 | アメリカ | 株式 | ILLINOIS TOOL WORKS INC | 機械 | 29,010 | 25,820.07 | 749,040,506 | 27,089.77 | 785,874,364 | 1.58 |
| 14 | アメリカ | 株式 | PROCTER & GAMBLE CO | 家庭用品 | 46,260 | 15,677.91 | 725,260,261 | 16,954.00 | 784,292,290 | 1.58 |
| 15 | アメリカ | 株式 | CONSOLIDATED EDISON INC | 総合公益事業 | 85,620 | 8,800.27 | 753,479,199 | 9,141.41 | 782,688,338 | 1.58 |
| 16 | アメリカ | 株式 | NEXTERA ENERGY INC | 電力 | 77,170 | 8,897.44 | 686,615,523 | 10,086.84 | 778,402,076 | 1.57 |
| 17 | アメリカ | 株式 | MCDONALD'S CORP | ホテル・レストラン・レジャー | 27,320 | 26,661.84 | 728,401,523 | 28,476.63 | 777,981,559 | 1.57 |
| 18 | アメリカ | 株式 | CLOROX CO | 家庭用品 | 40,350 | 21,024.01 | 848,318,932 | 19,245.33 | 776,549,195 | 1.56 |
| 19 | アメリカ | 投資証券 | FEDERAL REALTY INVS TRUST | — | 53,970 | 12,710.56 | 685,989,332 | 14,333.88 | 773,599,627 | 1.56 |
| 20 | アメリカ | 株式 | V F CORP | 繊維・アパレル・贅沢品 | 92,090 | 9,392.25 | 864,932,864 | 8,388.26 | 772,475,057 | 1.55 |
| 21 | アメリカ | 投資証券 | ESSEX PROPERTY TRUST INC | — | 19,430 | 34,477.16 | 669,891,334 | 39,421.30 | 765,955,956 | 1.54 |
| 22 | アメリカ | 株式 | S&P GLOBAL INC | 資本市場 | 14,462 | 44,850.56 | 648,628,921 | 52,895.08 | 764,968,735 | 1.54 |
| 23 | アメリカ | 株式 | EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC | 航空貨物・物流サービス | 52,950 | 13,045.53 | 690,761,214 | 14,421.48 | 763,617,641 | 1.54 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 24 | アメリカ | 株式 | COLGATE PALMOLIVE CO. | 家庭用品 | 86,290 | 9,144.32 | 789,063,852 | 8,841.06 | 762,895,646 | 1.54 |
| 25 | アメリカ | 株式 | PEPSICO INC | 飲料 | 40,730 | 16,922.85 | 689,267,741 | 18,674.20 | 760,600,484 | 1.53 |
| 26 | アメリカ | 株式 | ECOLAB INC | 化学 | 29,420 | 25,316.77 | 744,819,424 | 25,842.85 | 760,296,809 | 1.53 |
| 27 | アメリカ | 株式 | LINDE PLC | 化学 | 20,740 | 33,552.07 | 695,870,098 | 36,490.58 | 756,814,832 | 1.52 |
| 28 | アメリカ | 株式 | CINTAS CORP | 商業サービス・用品 | 15,263 | 40,780.72 | 622,436,262 | 49,459.23 | 754,896,260 | 1.52 |
| 29 | アメリカ | 株式 | CHEVRON CORP | 石油・ガス・消耗燃料 | 57,760 | 11,691.06 | 675,275,680 | 13,066.48 | 754,720,145 | 1.52 |
| 30 | アメリカ | 株式 | DOVER CORP | 機械 | 38,500 | 17,327.14 | 667,095,196 | 19,545.68 | 752,508,911 | 1.51 |

## 種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 国内／国外 | 業種 | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|
| 株式 | 国外 | 石油・ガス・消耗燃料 | 2.98 |
| | | 化学 | 9.43 |
| | | 容器・包装 | 1.42 |
| | | 金属・鉱業 | 1.63 |
| | | 航空宇宙・防衛 | 1.38 |
| | | 建設関連製品 | 1.81 |
| | | 電気設備 | 1.40 |
| | | コングロマリット | 2.93 |
| | | 機械 | 7.55 |
| | | 商社・流通業 | 1.69 |
| | | 商業サービス・用品 | 1.52 |
| | | 航空貨物・物流サービス | 1.54 |
| | | 家庭用耐久財 | 1.29 |
| | | 繊維・アパレル・贅沢品 | 1.55 |
| | | ホテル・レストラン・レジャー | 1.57 |
| | | 販売 | 1.49 |
| | | 複合小売り | 1.45 |
| | | 専門小売り | 1.62 |
| | | 食品・生活必需品小売り | 4.23 |
| | | 飲料 | 4.63 |
| | | 食品 | 4.59 |
| | | 家庭用品 | 6.21 |
| | | ヘルスケア機器・用品 | 5.91 |
| | | ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス | 1.43 |
| | | バイオテクノロジー | 1.60 |
| | | 医薬品 | 1.46 |
| | | 銀行 | 1.41 |
| | | 保険 | 4.39 |
| | | 情報技術サービス | 3.06 |
| | | 各種電気通信サービス | 1.40 |
| | | 電力 | 1.57 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | ガス | 1.49 |
| | | 総合公益事業 | 1.58 |
| | | 資本市場 | 4.68 |
| 投資信託受益証券 | ― | ― | 0.72 |
| 投資証券 | ― | ― | 4.60 |
| 合　　計 | | | 99.39 |

②【投資不動産物件】

米国株式配当貴族（年４回決算型）

該当事項はありません。

（参考）米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

米国株式配当貴族（年４回決算型）

該当事項はありません。

（参考）米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

| 種類 | 国／地域 | 取引所 | 名称 | 買建／売建 | 枚数 | 通貨 | 帳簿価額 | 帳簿価額（円） | 評価額 | 評価額（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 株価指数先物取引 | アメリカ | シカゴマーカンタイル取引所 | E-mini S&P500株価指数先物(2021年12月限) | 買建 | 10 | 米ドル | 2,300,000 | 261,671,000 | 2,325,500 | 264,572,135 | 0.53 |

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

米国株式配当貴族（年４回決算型）

2021年11月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額(円) | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第1特定期間　(2019年 4月22日) | 2,759 | 2,769 | 1.0450 | 1.0490 |
| 第2特定期間　(2019年10月23日) | 6,324 | 6,348 | 1.0601 | 1.0641 |
| 第3特定期間　(2020年 4月22日) | 13,175 | 13,235 | 0.8898 | 0.8938 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 第4特定期間 | (2020年10月22日) | 16,260 | 16,336 | 1.0643 | 1.0693 |
| 第5特定期間 | (2021年 4月22日) | 18,243 | 18,318 | 1.3270 | 1.3325 |
| 第6特定期間 | (2021年10月22日) | 27,837 | 27,943 | 1.4480 | 1.4535 |
| | 2020年11月末日 | 16,476 | — | 1.1328 | — |
| | 12月末日 | 16,223 | — | 1.1206 | — |
| | 2021年 1月末日 | 16,446 | — | 1.1426 | — |
| | 2月末日 | 16,773 | — | 1.1848 | — |
| | 3月末日 | 18,475 | — | 1.3153 | — |
| | 4月末日 | 18,414 | — | 1.3456 | — |
| | 5月末日 | 19,052 | — | 1.3823 | — |
| | 6月末日 | 20,099 | — | 1.3718 | — |
| | 7月末日 | 23,149 | — | 1.3897 | — |
| | 8月末日 | 25,609 | — | 1.4160 | — |
| | 9月末日 | 26,515 | — | 1.3847 | — |
| | 10月末日 | 28,132 | — | 1.4572 | — |
| | 11月末日 | 29,579 | — | 1.4726 | — |

②【分配の推移】

米国株式配当貴族（年４回決算型）

| | 計算期間 | 1口当たりの分配金 |
|---|---|---|
| 第1特定期間 | 2018年11月14日～2019年 4月22日 | 0.0040円 |
| 第2特定期間 | 2019年 4月23日～2019年10月23日 | 0.0080円 |
| 第3特定期間 | 2019年10月24日～2020年 4月22日 | 0.0080円 |
| 第4特定期間 | 2020年 4月23日～2020年10月22日 | 0.0095円 |
| 第5特定期間 | 2020年10月23日～2021年 4月22日 | 0.0105円 |
| 第6特定期間 | 2021年 4月23日～2021年10月22日 | 0.0110円 |

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

米国株式配当貴族（年４回決算型）

| | 計算期間 | 収益率 |
|---|---|---|
| 第1特定期間 | 2018年11月14日～2019年 4月22日 | 4.9% |
| 第2特定期間 | 2019年 4月23日～2019年10月23日 | 2.2% |
| 第3特定期間 | 2019年10月24日～2020年 4月22日 | △15.3% |
| 第4特定期間 | 2020年 4月23日～2020年10月22日 | 20.7% |
| 第5特定期間 | 2020年10月23日～2021年 4月22日 | 25.7% |
| 第6特定期間 | 2021年 4月23日～2021年10月22日 | 9.9% |

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## （４）【設定及び解約の実績】

### 米国株式配当貴族（年４回決算型）

| | 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|---|---|---|---|---|
| 第1特定期間 | 2018年11月14日～2019年 4月22日 | 2,751,916,108 | 111,683,425 | 2,640,232,683 |
| 第2特定期間 | 2019年 4月23日～2019年10月23日 | 3,904,268,721 | 578,440,926 | 5,966,060,478 |
| 第3特定期間 | 2019年10月24日～2020年 4月22日 | 10,434,797,114 | 1,593,564,533 | 14,807,293,059 |
| 第4特定期間 | 2020年 4月23日～2020年10月22日 | 3,360,145,709 | 2,889,128,742 | 15,278,310,026 |
| 第5特定期間 | 2020年10月23日～2021年 4月22日 | 2,599,279,976 | 4,129,885,799 | 13,747,704,203 |
| 第6特定期間 | 2021年 4月23日～2021年10月22日 | 7,815,571,113 | 2,337,733,887 | 19,225,541,429 |

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

≪参考情報≫

# 運用実績（2021年11月30日現在）

## 基準価額・純資産の推移（日次：設定来）

## 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

| | |
|---|---|
| 2021年10月 | 55 円 |
| 2021年7月 | 55 円 |
| 2021年4月 | 55 円 |
| 2021年1月 | 50 円 |
| 2020年10月 | 50 円 |
| 設定来累計 | 510 円 |

## 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率（上位）

| 順位 | 銘柄 | 業種 | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 1 | SMITH (A.O.) CORP | 建設関連製品 | 1.8 |
| 2 | ALBEMARLE CORP | 化学 | 1.8 |
| 3 | GRAINGER(W.W.) INC | 商社・流通業 | 1.7 |
| 4 | FRANKLIN RESOURCES INC | 資本市場 | 1.6 |
| 5 | NUCOR CORP | 金属・鉱業 | 1.6 |
| 6 | SHERWIN-WILLIAMS | 化学 | 1.6 |
| 7 | LOWES COS INC | 専門小売り | 1.6 |
| 8 | AUTOMATIC DATA PROCESS | 情報技術サービス | 1.6 |
| 9 | MCCORMICK & CO INC. | 食品 | 1.6 |
| 10 | ABBVIE INC | バイオテクノロジー | 1.6 |

実質的な業種別投資比率（上位）

| 順位 | 業種 | 投資比率（%） |
|---|---|---|
| 1 | 化学 | 9.4 |
| 2 | 機械 | 7.5 |
| 3 | 家庭用品 | 6.2 |
| 4 | ヘルスケア機器・用品 | 5.9 |
| 5 | 資本市場 | 4.7 |

## 年間収益率の推移（暦年ベース）

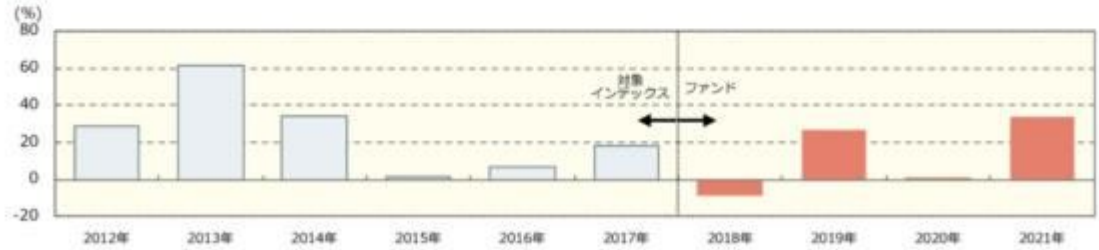


・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・2012年から2017年は対象インデックスの年間収益率。
・2018年は設定日（2018年11月14日）から年末までのファンドの収益率。・2021年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第２【管理及び運営】

### １【申込（販売）手続等】

・申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。
・取得申込の受付けについては、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。
・販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。

○申込日当日もしくは翌営業日が、ニューヨーク証券取引所の休場日と同日の場合

※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

・販売の単位は、１口単位または1円単位（当初元本１口＝１円）（分配金を再投資する場合には１口単位）とします。

■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

・受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
・販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

・金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消す場合があります。

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

・受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
・一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします

す。ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

・受益者は、受益権を、１口単位または１円単位で換金できます。

・換金価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

・解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

・一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 3【資産管理等の概要】

### （1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 対象 | 評価方法 |
|---|---|
| 株式 | 原則として、基準価額計算日※の金融商品取引所の最終相場で評価します。 |
| 外貨建資産 | 原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。 |

※　外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2028年10月23日までとします(2018年11月14日設定)。
なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

原則として、毎年1月23日から4月22日まで、4月23日から7月22日まで、7月23日から10月22日までおよび10月23日から翌年1月22日までとします。
なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（ａ）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ｂ）信託期間の終了

（ｉ）委託者は、上記「（ａ）ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ⅱ）上記（ｉ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないとき

は、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii)上記(ⅰ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv)上記(ⅰ)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ⅰ)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(ⅴ)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(ｄ)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(ｃ) 運用報告書

委託者は、毎年4月、10月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(ｄ) 信託約款の変更等

(ⅰ)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ⅱ)委託者は、上記(ⅰ)の事項（上記(ⅰ)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(iii)上記(ⅱ)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv)上記(ⅱ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(ⅴ)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi)上記(ⅱ)から(ⅴ)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii)上記(ⅰ)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合

にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（e）公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（f）受託者の辞任および解任に伴う取扱い

（i）受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

（ii）委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（g）反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（h）他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

（i）関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則１年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

（j）有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を毎年4月、10月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

## 第３【ファンドの経理状況】

**(１)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。**

**(２)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。**

**(３)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2021年4月23日から2021年10月22日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。**

### １【財務諸表】

【米国株式配当貴族（年４回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 前期<br>(2021年 4月22日現在) | 当期<br>(2021年10月22日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 64,258,467 | 99,456,319 |
| 親投資信託受益証券 | 18,241,449,145 | 27,834,961,938 |
| 未収入金 | 95,480,293 | 199,697,648 |
| 流動資産合計 | 18,401,187,905 | 28,134,115,905 |
| 資産合計 | 18,401,187,905 | 28,134,115,905 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 75,612,373 | 105,740,477 |
| 未払解約金 | 58,691,223 | 156,712,079 |
| 未払受託者報酬 | 1,409,161 | 2,021,990 |
| 未払委託者報酬 | 22,076,867 | 31,677,807 |
| 未払利息 | 35 | 87 |
| その他未払費用 | 140,889 | 202,172 |
| 流動負債合計 | 157,930,548 | 296,354,612 |
| 負債合計 | 157,930,548 | 296,354,612 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 13,747,704,203 | 19,225,541,429 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 4,495,553,154 | 8,612,219,864 |
| （分配準備積立金） | 3,644,913,110 | 5,040,042,113 |
| 元本等合計 | 18,243,257,357 | 27,837,761,293 |
| 純資産合計 | 18,243,257,357 | 27,837,761,293 |
| 負債純資産合計 | 18,401,187,905 | 28,134,115,905 |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 前期<br>自　2020年10月23日<br>至　2021年 4月22日 | 当期<br>自　2021年 4月23日<br>至　2021年10月22日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 3,969,017,262 | 2,264,035,703 |
| 営業収益合計 | 3,969,017,262 | 2,264,035,703 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 6,051 | 8,897 |
| 受託者報酬 | 2,763,653 | 3,702,209 |
| 委託者報酬 | 43,297,176 | 58,001,249 |
| その他費用 | 276,306 | 370,168 |
| 営業費用合計 | 46,343,186 | 62,082,523 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 3,922,674,076 | 2,201,953,180 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 3,922,674,076 | 2,201,953,180 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 3,922,674,076 | 2,201,953,180 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 288,868,586 | 64,704,575 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 982,017,908 | 4,495,553,154 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 436,339,565 | 3,008,572,595 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 436,339,565 | 3,008,572,595 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 409,145,669 | 834,102,318 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 409,145,669 | 834,102,318 |
| 分配金 | 147,464,140 | 195,052,172 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 4,495,553,154 | 8,612,219,864 |

## （３）【注記表】

### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| １.運用資産の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券<br>基準価額で評価しております。 |
| ２.費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。 |
| ３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| ４.その他 | 当該財務諸表の特定期間は、2021年 4月23日から2021年10月22日までとなっております。 |

### （重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

### （貸借対照表に関する注記）

| 前期<br>2021年 4月22日現在 | 当期<br>2021年10月22日現在 |
|---|---|
| １． 特定期間の末日における受益権の総数<br>13,747,704,203口 | １． 特定期間の末日における受益権の総数<br>19,225,541,429口 |
| ２． 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 1.3270円<br>(10,000口当たり純資産額) (13,270円) | ２． 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 1.4480円<br>(10,000口当たり純資産額) (14,480円) |

### （損益及び剰余金計算書に関する注記）

**前期**
自 2020年10月23日
至 2021年 4月22日

１.分配金の計算過程

2020年10月23日から2021年 1月22日まで

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 100,693,072円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 803,882,740円 |
| 収益調整金額 | C | 1,554,892,636円 |
| 分配準備積立金額 | D | 552,463,422円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 3,011,931,870円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 14,370,353,500口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F×10,000 | 2,095円 |
| 10,000口当たり分配金額 | H | 50円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H/10,000 | 71,851,767円 |

2021年 1月23日から2021年 4月22日まで

**当期**
自 2021年 4月23日
至 2021年10月22日

１.分配金の計算過程

2021年 4月23日から2021年 7月26日まで

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 107,720,324円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 809,202,383円 |
| 収益調整金額 | C | 2,852,932,811円 |
| 分配準備積立金額 | D | 3,340,583,348円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 7,110,438,866円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 16,238,490,056口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F×10,000 | 4,378円 |
| 10,000口当たり分配金額 | H | 55円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H/10,000 | 89,311,695円 |

2021年 7月27日から2021年10月22日まで

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 94,160,097円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 2,400,780,623円 |
| 収益調整金額 | C | 1,590,530,935円 |
| 分配準備積立金額 | D | 1,225,584,763円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 5,311,056,418円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 13,747,704,203口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F×10,000 | 3,863円 |
| 10,000口当たり分配金額 | H | 55円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H/10,000 | 75,612,373円 |

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 130,172,483円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 1,090,153,415円 |
| 収益調整金額 | C | 4,397,359,533円 |
| 分配準備積立金額 | D | 3,925,456,692円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 9,543,142,123円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 19,225,541,429口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F×10,000 | 4,963円 |
| 10,000口当たり分配金額 | H | 55円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H/10,000 | 105,740,477円 |

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

| 前期<br>自 2020年10月23日<br>至 2021年 4月22日 | 当期<br>自 2021年 4月23日<br>至 2021年10月22日 |
|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針<br>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 1.金融商品に対する取組方針<br>同左 |
| 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク<br>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。<br>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 | 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク<br>同左 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制<br>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。<br>○市場リスクの管理<br>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。<br>○信用リスクの管理<br>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。<br>○流動性リスクの管理<br>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。 | 3.金融商品に係るリスク管理体制<br>同左 |

(2)金融商品の時価等に関する事項

| 前期<br>2021年 4月22日現在 | 当期<br>2021年10月22日現在 |
|---|---|
| 1．貸借対照表計上額、時価及び差額<br>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。<br>2．時価の算定方法<br>親投資信託受益証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 1．貸借対照表計上額、時価及び差額<br>同左<br>2．時価の算定方法<br>同左 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| 前期<br>自 2020年10月23日<br>至 2021年 4月22日 | 当期<br>自 2021年 4月23日<br>至 2021年10月22日 |
|---|---|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。 | 同左 |

（その他の注記）

1 元本の移動

| 前期<br>自 2020年10月23日<br>至 2021年 4月22日 | | 当期<br>自 2021年 4月23日<br>至 2021年10月22日 | |
|---|---|---|---|
| 期首元本額 | 15,278,310,026円 | 期首元本額 | 13,747,704,203円 |
| 期中追加設定元本額 | 2,599,279,976円 | 期中追加設定元本額 | 7,815,571,113円 |
| 期中一部解約元本額 | 4,129,885,799円 | 期中一部解約元本額 | 2,337,733,887円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 前期<br>自 2020年10月23日<br>至 2021年 4月22日 | 当期<br>自 2021年 4月23日<br>至 2021年10月22日 |
|---|---|---|
| | 損益に含まれた評価差額（円） | 損益に含まれた評価差額（円） |
| 親投資信託受益証券 | 2,577,560,891 | 1,263,189,453 |
| 合計 | 2,577,560,891 | 1,263,189,453 |

### ３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

### （４）【附属明細表】

### 第1　有価証券明細表
### (1)株式(2021年10月22日現在)

該当事項はありません。

### (2)株式以外の有価証券(2021年10月22日現在)

（単位:円）

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本円 | 米国株式配当貴族インデックスマザーファンド | 14,931,317,422 | 27,834,961,938 | |
| | 小計 | 銘柄数：1<br>組入時価比率：100.0% | 14,931,317,422 | 27,834,961,938<br>100.0% | |
| 合計 | | | | 27,834,961,938 | |

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。
(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

### 第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「米国株式配当貴族インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

### 米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

### 貸借対照表

（単位：円）

| | (2021年10月22日現在) |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 86,059,066 |
| コール・ローン | 74,073,934 |
| 株式 | 44,820,388,897 |
| 投資信託受益証券 | 227,880,402 |
| 投資証券 | 2,183,889,526 |
| 派生商品評価勘定 | 5,690,097 |
| 未収入金 | 105,762,286 |

| | (2021年10月22日現在) |
|---|---|
| 未収配当金 | 53,513,320 |
| 差入委託証拠金 | 101,588,122 |
| 流動資産合計 | 47,658,845,650 |
| 資産合計 | 47,658,845,650 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 256,519 |
| 未払解約金 | 226,861,094 |
| 未払利息 | 65 |
| その他未払費用 | 375,400 |
| 流動負債合計 | 227,493,078 |
| 負債合計 | 227,493,078 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 25,443,224,853 |
| 剰余金 | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 21,988,127,719 |
| 元本等合計 | 47,431,352,572 |
| 純資産合計 | 47,431,352,572 |
| 負債純資産合計 | 47,658,845,650 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| 1.運用資産の評価基準及び評価方法 | 株式<br>原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。<br>投資信託受益証券<br>原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。<br>市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。<br>投資証券<br>原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。<br>先物取引<br>計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。<br>為替予約取引<br>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。 |
| 2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 |
| 3.費用・収益の計上基準 | 受取配当金<br>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。<br>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。<br>有価証券売買等損益 |

| | |
|---|---|
| | 約定日基準で計上しております。<br>派生商品取引等損益<br>約定日基準で計上しております。<br>為替差損益<br>約定日基準で計上しております。 |
| ４.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。
（貸借対照表に関する注記）

| 2021年10月22日現在 | |
|---|---|
| １．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たり純資産額 | 1.8642円 |
| (10,000口当たり純資産額) | (18,642円) |

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

| 自 2021年 4月23日<br>至 2021年10月22日 |
|---|
| 1.金融商品に対する取組方針<br>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。<br>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク<br>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。<br>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。<br>当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。<br>当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。<br>当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。<br>3.金融商品に係るリスク管理体制<br>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。<br>○市場リスクの管理<br>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。<br>○信用リスクの管理<br>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。<br>○流動性リスクの管理<br>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。 |

(2)金融商品の時価等に関する事項

| 2021年10月22日現在 |
|---|
| 1．貸借対照表計上額、時価及び差額<br>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。<br>2．時価の算定方法<br>株式<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>投資信託受益証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>投資証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>派生商品評価勘定<br>デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

| 2021年10月22日現在 | |
|---|---|
| 期首 | 2021年 4月23日 |
| 本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額 | 19,823,986,968円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 6,622,056,784円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 1,002,818,899円 |
| 期末元本額 | 25,443,224,853円 |
| 期末元本額の内訳＊ | |
| 野村インデックスファンド・米国株式配当貴族 | 6,874,107,411円 |
| 野村インデックスファンド・米国株式配当貴族・為替ヘッジ型 | 2,603,032,682円 |
| インデックス・ブレンド（タイプⅠ） | 1,582,901円 |
| インデックス・ブレンド（タイプⅡ） | 1,253,922円 |
| インデックス・ブレンド（タイプⅢ） | 7,177,270円 |
| インデックス・ブレンド（タイプⅣ） | 1,520,672円 |
| インデックス・ブレンド（タイプⅤ） | 6,950,568円 |
| 米国株式配当貴族・為替ヘッジあり型（投資一任サービス向け） | 415,436,831円 |
| 米国株式配当貴族・為替ヘッジなし型（投資一任サービス向け） | 600,845,174円 |
| 米国株式配当貴族（年４回決算型） | 14,931,317,422円 |

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1　有価証券明細表
(1)株式(2021年10月22日現在)

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 単価 | 金額 | |
| 株式 | 米ドル | CHEVRON CORP | 63,510 | 111.74 | 7,096,607.40 | |
| | | EXXON MOBIL CORP | 110,070 | 62.69 | 6,900,288.30 | |
| | | AIR PRODUCTS | 21,630 | 293.89 | 6,356,840.70 | |
| | | ALBEMARLE CORP | 32,980 | 234.16 | 7,722,596.80 | |
| | | ECOLAB INC | 28,810 | 222.30 | 6,404,463.00 | |
| | | LINDE PLC | 21,010 | 311.31 | 6,540,623.10 | |
| | | PPG INDUSTRIES | 38,540 | 165.00 | 6,359,100.00 | |
| | | SHERWIN-WILLIAMS | 21,950 | 306.78 | 6,733,821.00 | |
| | | AMCOR PLC | 555,600 | 12.03 | 6,683,868.00 | |
| | | NUCOR CORP | 66,560 | 102.07 | 6,793,779.20 | |
| | | GENERAL DYNAMICS | 32,720 | 208.04 | 6,807,068.80 | |
| | | SMITH (A.O.) CORP | 90,170 | 66.73 | 6,017,044.10 | |
| | | EMERSON ELEC | 63,750 | 96.65 | 6,161,437.50 | |
| | | 3M CORP | 31,320 | 182.12 | 5,703,998.40 | |
| | | ROPER TECHNOLOGIES INC | 12,642 | 481.24 | 6,083,836.08 | |
| | | CATERPILLAR INC DEL | 29,960 | 202.14 | 6,056,114.40 | |
| | | DOVER CORP | 38,220 | 169.59 | 6,481,729.80 | |
| | | ILLINOIS TOOL WORKS INC | 27,730 | 224.53 | 6,226,216.90 | |
| | | PENTAIR PLC | 91,710 | 75.27 | 6,903,011.70 | |
| | | STANLEY BLACK & DECKER INC | 30,750 | 187.94 | 5,779,155.00 | |
| | | GRAINGER(W.W.) INC | 13,689 | 437.80 | 5,993,044.20 | |
| | | CINTAS CORP | 15,880 | 424.64 | 6,743,283.20 | |
| | | EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC | 48,160 | 120.18 | 5,787,868.80 | |
| | | LEGGETT & PLATT INC | 129,560 | 47.54 | 6,159,282.40 | |
| | | V F CORP | 75,570 | 74.07 | 5,597,469.90 | |
| | | MCDONALD'S CORP | 25,840 | 241.40 | 6,237,776.00 | |
| | | GENUINE PARTS CO | 48,640 | 134.51 | 6,542,566.40 | |
| | | TARGET CORP | 24,050 | 254.21 | 6,113,750.50 | |
| | | LOWES COS INC | 31,260 | 227.42 | 7,109,149.20 | |
| | | SYSCO CORP | 86,160 | 79.63 | 6,860,920.80 | |
| | | WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC | 134,930 | 49.14 | 6,630,460.20 | |
| | | WALMART INC | 44,080 | 146.81 | 6,471,384.80 | |
| | | BROWN-FORMAN CORP-CL B | 87,180 | 69.17 | 6,030,240.60 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | COCA COLA CO | 110,130 | 54.35 | 5,985,565.50 | |
| | | PEPSICO INC | 39,940 | 159.18 | 6,357,649.20 | |
| | | ARCHER DANIELS MIDLAND | 108,230 | 64.87 | 7,020,880.10 | |
| | | HORMEL FOODS CORP | 132,620 | 41.66 | 5,524,949.20 | |
| | | MCCORMICK & CO INC. | 73,240 | 80.31 | 5,881,904.40 | |
| | | CLOROX CO | 33,980 | 160.06 | 5,438,838.80 | |
| | | COLGATE PALMOLIVE CO. | 75,390 | 74.89 | 5,645,957.10 | |
| | | KIMBERLY-CLARK CORP | 46,280 | 131.28 | 6,075,638.40 | |
| | | PROCTER & GAMBLE CO | 44,910 | 139.33 | 6,257,310.30 | |
| | | ABBOTT LABORATORIES | 51,970 | 125.05 | 6,498,848.50 | |
| | | BECTON,DICKINSON | 25,010 | 246.47 | 6,164,214.70 | |
| | | MEDTRONIC PLC | 48,840 | 121.65 | 5,941,386.00 | |
| | | WEST PHARMACEUTICAL SERVICES | 16,476 | 422.23 | 6,956,661.48 | |
| | | CARDINAL HEALTH INC | 106,050 | 49.06 | 5,202,813.00 | |
| | | ABBVIE INC | 53,120 | 108.76 | 5,777,331.20 | |
| | | JOHNSON & JOHNSON | 36,550 | 163.40 | 5,972,270.00 | |
| | | PEOPLES UNITED FINANCIAL INC | 411,400 | 18.70 | 7,693,180.00 | |
| | | AFLAC INC | 117,640 | 56.12 | 6,601,956.80 | |
| | | CHUBB LTD | 37,620 | 186.22 | 7,005,596.40 | |
| | | CINCINNATI FINANCIAL CORP | 54,480 | 119.78 | 6,525,614.40 | |
| | | AUTOMATIC DATA PROCESS | 30,470 | 214.71 | 6,542,213.70 | |
| | | INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES | 44,420 | 128.33 | 5,700,418.60 | |
| | | AT & T INC | 223,000 | 25.76 | 5,744,480.00 | |
| | | NEXTERA ENERGY INC | 81,330 | 83.81 | 6,816,267.30 | |
| | | ATMOS ENERGY CORP | 63,130 | 93.45 | 5,899,498.50 | |
| | | CONSOLIDATED EDISON INC | 84,640 | 75.44 | 6,385,241.60 | |
| | | FRANKLIN RESOURCES INC | 214,300 | 30.21 | 6,474,003.00 | |
| | | S&P GLOBAL INC | 15,002 | 445.44 | 6,682,490.88 | |
| | | T ROWE PRICE GROUP INC | 30,280 | 204.62 | 6,195,893.60 | |
| | 小計 | 銘柄数：62<br>組入時価比率：94.5% | | | 393,057,869.84<br>(44,820,388,897)<br>100.0% | |
| 合計 | | | | | 44,820,388,897<br>(44,820,388,897) | |

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

### (2)株式以外の有価証券(2021年10月22日現在)

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | 米ドル | PROSHARES S&P 500 DIV ARISTOCRATS ETF | 21,500 | 1,998,425.00 | |
| | 小計 | 銘柄数：1<br>組入時価比率：0.5% | 21,500 | 1,998,425.00<br>(227,880,402)<br>9.4% | |
| | 合計 | | | 227,880,402<br>(227,880,402) | |
| 投資証券 | 米ドル | ESSEX PROPERTY TRUST INC | 18,920 | 6,299,981.60 | |
| | | FEDERAL REALTY INVS TRUST | 53,850 | 6,512,080.50 | |
| | | REALTY INCOME CORP | 89,080 | 6,339,823.60 | |
| | 小計 | 銘柄数：3<br>組入時価比率：4.6% | 161,850 | 19,151,885.70<br>(2,183,889,526)<br>90.6% | |
| | 合計 | | | 2,183,889,526<br>(2,183,889,526) | |
| 合計 | | | | 2,411,769,928<br>(2,411,769,928) | |

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

| 種類 | 2021年10月22日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 契約額等（円） | うち1年超 | 時価（円） | 評価損益（円） |
| 市場取引 | | | | |
| 株価指数先物取引 | | | | |
| 買建 | 175,573,416 | － | 181,263,513 | 5,690,097 |
| 市場取引以外の取引 | | | | |
| 為替予約取引 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 買建 | 29,555,938 | － | 29,418,991 | △136,947 |
| 米ドル | 29,555,938 | － | 29,418,991 | △136,947 |
| 売建 | 203,076,720 | － | 203,196,292 | △119,572 |
| 米ドル | 203,076,720 | － | 203,196,292 | △119,572 |
| 合計 | － | － | － | 5,433,578 |

（注）時価の算定方法

１先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## ２【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

**米国株式配当貴族（年４回決算型）**

2021年11月30日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 29,652,034,405円 |
| Ⅱ　負債総額 | 72,396,493円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 29,579,637,912円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 20,086,537,560口 |
| Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.4726円 |

**（参考）米国株式配当貴族インデックスマザーファンド**

2021年11月30日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 50,064,717,594円 |
| Ⅱ　負債総額 | 542,100,628円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 49,522,616,966円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 26,105,929,008口 |
| Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.8970円 |

## 第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先

口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託者は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

# 第二部【委託会社等の情報】

## 第１【委託会社等の概況】

### １【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2021年12月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数　　20,000,000株

発行済株式総数　　5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

**株主総会**

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

**取締役会**

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

**代表取締役・業務執行取締役**

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

**監査等委員会**

監査等委員である取締役３名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制

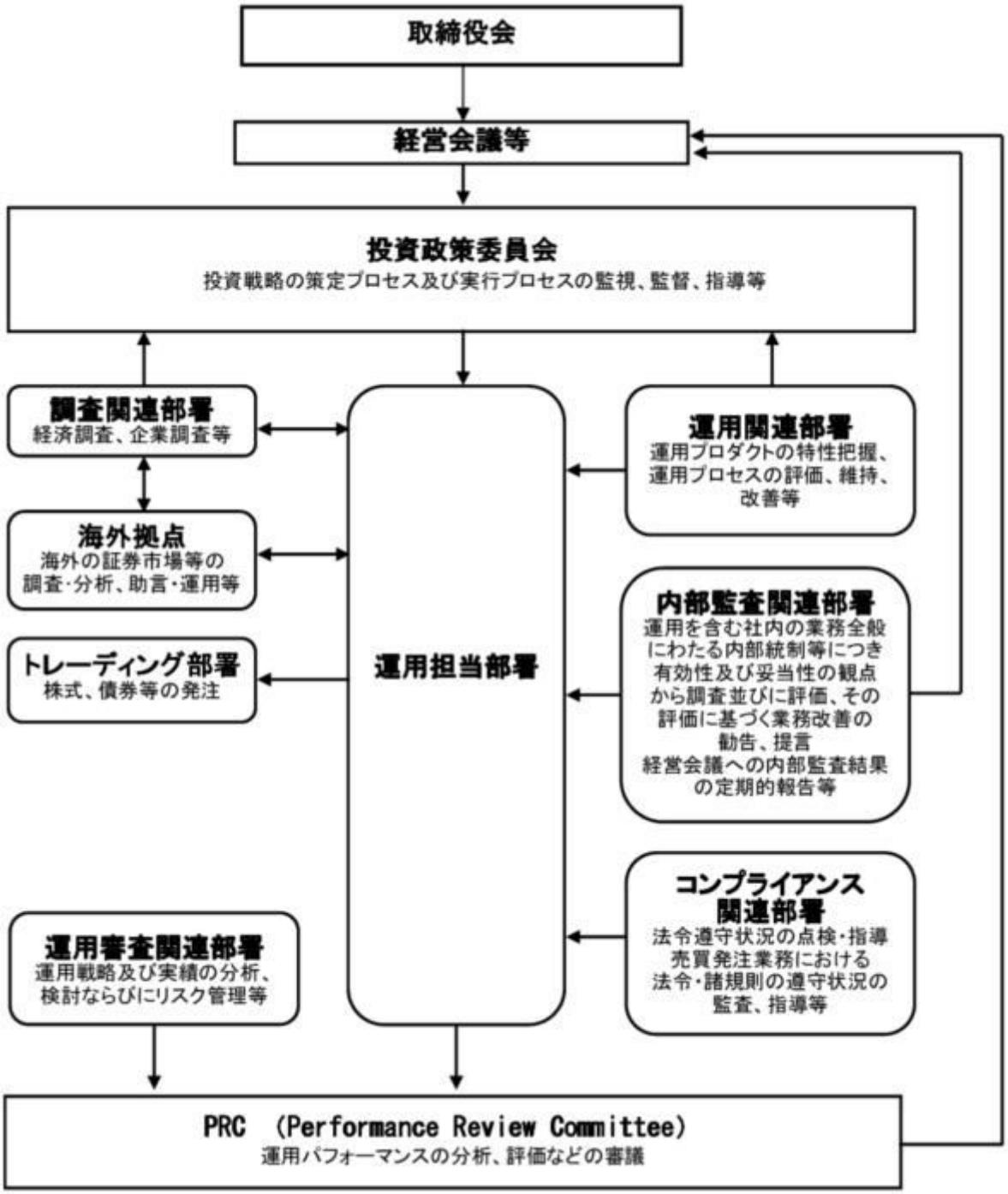


## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2021年11月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

| 種類 | 本数 | 純資産総額(百万円) |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 995 | 38,337,783 |
| 単位型株式投資信託 | 196 | 789,901 |
| 追加型公社債投資信託 | 14 | 6,318,132 |
| 単位型公社債投資信託 | 511 | 1,596,791 |
| 合計 | 1,716 | 47,042,608 |

## 3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

### （1）【貸借対照表】

| | | 前事業年度<br>(2020年3月31日) | | 当事業年度<br>(2021年3月31日) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 現金・預金 | | | 2,626 | | 4,281 |
| 金銭の信託 | | | 41,524 | | 35,912 |
| 有価証券 | | | 24,399 | | 30,400 |
| 前払費用 | | | 106 | | 167 |
| 未収入金 | | | 522 | | 632 |
| 未収委託者報酬 | | | 23,936 | | 24,499 |
| 未収運用受託報酬 | | | 4,336 | | 4,347 |
| その他 | | | 71 | | 268 |
| 貸倒引当金 | | | △14 | | △14 |
| 流動資産計 | | | 97,509 | | 100,496 |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | 645 | | 2,666 |
| 建物 | ※2 | 295 | | 1,935 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 器具備品 | ※２ | 349 | | 731 | |
| 無形固定資産 | | | 5,894 | | 5,429 |
| ソフトウェア | | 5,893 | | 5,428 | |
| その他 | | 0 | | 0 | |
| 投資その他の資産 | | | 16,486 | | 16,487 |
| 投資有価証券 | | 1,437 | | 1,767 | |
| 関係会社株式 | | 10,171 | | 9,942 | |
| 従業員長期貸付金 | | 16 | | - | |
| 長期差入保証金 | | 329 | | 330 | |
| 長期前払費用 | | 19 | | 15 | |
| 前払年金費用 | | 1,545 | | 1,301 | |
| 繰延税金資産 | | 2,738 | | 3,008 | |
| その他 | | 229 | | 122 | |
| 貸倒引当金 | | △0 | | - | |
| 固定資産計 | | | 23,026 | | 24,583 |
| 資産合計 | | | 120,536 | | 125,080 |

| | | 前事業年度<br>(2020年3月31日) | | 当事業年度<br>(2021年3月31日) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 預り金 | | | 157 | | 123 |
| 未払金 | | | 15,279 | | 16,948 |
| 未払収益分配金 | | 0 | | 0 | |
| 未払償還金 | | 3 | | 8 | |
| 未払手数料 | | 6,948 | | 7,256 | |
| 関係会社未払金 | | 7,262 | | 8,671 | |
| その他未払金 | | 1,063 | | 1,011 | |
| 未払費用 | ※１ | | 10,290 | | 9,171 |
| 未払法人税等 | | | 1,564 | | 2,113 |
| 前受収益 | | | 26 | | 22 |
| 賞与引当金 | | | 3,985 | | 3,795 |
| その他 | | | 67 | | - |
| 流動負債計 | | | 31,371 | | 32,175 |
| 固定負債 | | | | | |
| 退職給付引当金 | | | 3,311 | | 3,299 |
| 時効後支払損引当金 | | | 572 | | 580 |
| 資産除去債務 | | | - | | 1,371 |
| 固定負債計 | | | 3,883 | | 5,250 |
| 負債合計 | | | 35,254 | | 37,425 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | 85,270 | | 87,596 |
| 資本金 | | | 17,180 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | | 13,729 | | 13,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 | | 11,729 | |
| その他資本剰余金 | | 2,000 | | 2,000 | |
| 利益剰余金 | | | 54,360 | | 56,686 |
| 利益準備金 | | 685 | | 685 | |
| その他利益剰余金 | | 53,675 | | 56,001 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 別途積立金 | | 24,606 | | 24,606 | |
| 繰越利益剰余金 | | 29,069 | | 31,395 | |
| 評価・換算差額等 | | | 10 | | 57 |
| その他有価証券評価差額金 | | | 10 | | 57 |
| 純資産合計 | | | 85,281 | | 87,654 |
| 負債・純資産合計 | | | 120,536 | | 125,080 |

（２）【損益計算書】

| | | 前事業年度<br>(自　2019年4月1日<br>至　2020年3月31日) | | 当事業年度<br>(自　2020年4月1日<br>至　2021年3月31日) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | | 115,736 | | 106,355 |
| 運用受託報酬 | | | 17,170 | | 16,583 |
| その他営業収益 | | | 340 | | 428 |
| 営業収益計 | | | 133,247 | | 123,367 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | | 39,435 | | 34,739 |
| 広告宣伝費 | | | 1,006 | | 1,005 |
| 公告費 | | | - | | 0 |
| 調査費 | | | 26,833 | | 24,506 |
| 調査費 | | 5,696 | | 5,532 | |
| 委託調査費 | | 21,136 | | 18,974 | |
| 委託計算費 | | | 1,342 | | 1,358 |
| 営業雑経費 | | | 5,823 | | 4,149 |
| 通信費 | | 75 | | 73 | |
| 印刷費 | | 958 | | 976 | |
| 協会費 | | 92 | | 88 | |
| 諸経費 | | 4,696 | | 3,011 | |
| 営業費用計 | | | 74,440 | | 65,760 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | 11,418 | | 10,985 |
| 役員報酬 | | 109 | | 147 | |
| 給料・手当 | | 7,173 | | 7,156 | |
| 賞与 | | 4,134 | | 3,682 | |
| 交際費 | | | 86 | | 35 |
| 旅費交通費 | | | 391 | | 64 |
| 租税公課 | | | 1,029 | | 1,121 |
| 不動産賃借料 | | | 1,227 | | 1,147 |
| 退職給付費用 | | | 1,486 | | 1,267 |
| 固定資産減価償却費 | | | 2,348 | | 2,700 |
| 諸経費 | | | 10,067 | | 10,739 |
| 一般管理費計 | | | 28,055 | | 28,063 |
| 営業利益 | | | 30,751 | | 29,542 |

| | | 前事業年度<br>(自　2019年4月1日<br>至　2020年3月31日) | | 当事業年度<br>(自　2020年4月1日<br>至　2021年3月31日) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取配当金 | ※１ | 4,936 | | 4,540 | |
| 受取利息 | | 0 | | 0 | |
| 金銭の信託運用益 | | - | | 1,698 | |
| その他 | | 309 | | 447 | |
| 営業外収益計 | | | 5,246 | | 6,687 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 金銭の信託運用損 | | 230 | | - | |
| 投資事業組合等評価損 | | 146 | | - | |
| 時効後支払損引当金繰入額 | | 18 | | 13 | |
| 為替差損 | | 23 | | 26 | |
| その他 | | 23 | | 32 | |
| 営業外費用計 | | | 443 | | 72 |
| 経常利益 | | | 35,555 | | 36,157 |
| 特別利益 | | | | | |
| 投資有価証券等売却益 | | 21 | | 71 | |
| 株式報酬受入益 | | 59 | | 48 | |
| 移転補償金 | | - | | 2,077 | |
| 特別利益計 | | | 81 | | 2,197 |
| 特別損失 | | | | | |
| 投資有価証券等評価損 | | 119 | | 36 | |
| 関係会社株式評価損 | | 1,591 | | 582 | |
| 固定資産除却損 | ※２ | 67 | | 105 | |
| 事務所移転費用 | | - | | 406 | |
| 特別損失計 | | | 1,778 | | 1,129 |
| 税引前当期純利益 | | | 33,858 | | 37,225 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 9,896 | | 11,239 |
| 法人税等調整額 | | | △34 | | △290 |
| 当期純利益 | | | 23,996 | | 26,276 |

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2019年4月１日　至　2020年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | |
| | | | | | | その他利益剰余金 | | | |
| | 資本金 | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 30,723 | 56,014 | 86,924 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △25,650 | △25,650 | △25,650 |
| 当期純利益 | | | | | | | 23,996 | 23,996 | 23,996 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | － | △1,653 | △1,653 | △1,653 |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 29,069 | 54,360 | 85,270 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 33 | 33 | 86,958 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △25,650 |
| 当期純利益 | | | 23,996 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △23 | △23 | △23 |
| 当期変動額合計 | △23 | △23 | △1,676 |
| 当期末残高 | 10 | 10 | 85,281 |

当事業年度(自　2020年4月1日　至　2021年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 29,069 | 54,360 | 85,270 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △23,950 | △23,950 | △23,950 |
| 当期純利益 | | | | | | | 26,276 | 26,276 | 26,276 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | － | 2,326 | 2,326 | 2,326 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 31,395 | 56,686 | 87,596 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 10 | 10 | 85,281 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △23,950 |
| 当期純利益 | | | 26,276 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 46 | 46 | 46 |
| 当期変動額合計 | 46 | 46 | 2,372 |
| 当期末残高 | 57 | 57 | 87,654 |

[重要な会計方針]

| | |
|---|---|
| 1．有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法<br><br>(2) その他有価証券<br>時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)<br>時価のないもの … 移動平均法による原価法 |
| 2．金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3．固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産<br>定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。<br>主な耐用年数は以下の通りであります。<br>建物 6年<br>附属設備 6～15年<br>器具備品 4～15年<br><br>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産<br>定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。 |
| 4．引当金の計上基準 | (1) 貸倒引当金<br>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。<br><br>(2) 賞与引当金<br>賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 |

| | |
|---|---|
| | (3) 退職給付引当金<br>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。<br>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法<br>確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。<br>退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。<br><br>(4) 時効後支払損引当金<br>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 |
| 5．消費税等の会計処理方法 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 |
| 6．連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。<br>なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。 |

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年7月4日）
・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2019年7月4日）
・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年7月4日）
・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年3月31日）

（1）概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[注記事項]

◇　貸借対照表関係

| 前事業年度末<br>(2020年3月31日) | 当事業年度末<br>(2021年3月31日) |
|---|---|
| ※１．関係会社に対する資産及び負債<br>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。<br>未払費用　1,296百万円<br><br>※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額<br>建物　761百万円<br>器具備品　2,347<br>合計　3,109 | ※１．関係会社に対する資産及び負債<br>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。<br>未払費用　1,256百万円<br><br>※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額<br>建物　346百万円<br>器具備品　643<br>合計　990 |

◇　損益計算書関係

| 前事業年度<br>(自　2019年4月１日<br>至　2020年3月31日) | 当事業年度<br>(自　2020年4月１日<br>至　2021年3月31日) |
|---|---|

| | |
|---|---|
| ※１．関係会社に係る注記<br>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。<br>受取配当金　4,931百万円<br><br>※２．固定資産除却損<br>器具備品　7百万円<br>ソフトウェア　59<br>合計　67 | ※１．関係会社に係る注記<br>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。<br>受取配当金　4,334百万円<br><br>※２．固定資産除却損<br>器具備品　2百万円<br>ソフトウェア　102<br>合計　105 |

◇　株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自　2019年4月１日　至　2020年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 5,150,693株 | － | － | 5,150,693株 |

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 配当金の総額 | 25,650百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 4,980円 |
| 基準日 | 2019年3月31日 |
| 効力発生日 | 2019年6月28日 |

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 配当金の総額 | 23,950百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 4,650円 |
| 基準日 | 2020年3月31日 |
| 効力発生日 | 2020年6月30日 |

当事業年度(自　2020年4月１日　至　2021年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 5,150,693株 | － | － | 5,150,693株 |

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 配当金の総額 | 23,950百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 4,650円 |
| 基準日 | 2020年3月31日 |
| 効力発生日 | 2020年6月30日 |

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 配当金の総額 | 26,268百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 5,100円 |
| 基準日 | 2021年3月31日 |
| 効力発生日 | 2021年6月30日 |

◇　金融商品関係

前事業年度（自 2019年4月１日　至 2020年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リ

スクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)現金・預金 | 2,626 | 2,626 | - |
| (2)金銭の信託 | 41,524 | 41,524 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 23,936 | 23,936 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 4,336 | 4,336 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | 24,399 | 24,399 | - |
| その他有価証券 | 24,399 | 24,399 | - |
| 資産計 | 96,823 | 96,823 | - |
| (6)未払金 | 15,279 | 15,279 | - |
| 未払収益分配金 | 0 | 0 | - |
| 未払償還金 | 3 | 3 | - |
| 未払手数料 | 6,948 | 6,948 | - |
| 関係会社未払金 | 7,262 | 7,262 | - |
| その他未払金 | 1,063 | 1,063 | - |
| (7)未払費用 | 10,290 | 10,290 | - |
| (8)未払法人税等 | 1,564 | 1,564 | - |
| 負債計 | 27,134 | 27,134 | - |

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円（投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円）減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上しておりました関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 預金 | 2,626 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 41,524 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 23,936 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 4,336 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 24,399 | - | - | - |
| 合計 | 96,823 | - | - | - |

当事業年度（自 2020年4月１日　至 2021年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を

目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)現金・預金 | 4,281 | 4,281 | - |
| (2)金銭の信託 | 35,912 | 35,912 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 24,499 | 24,499 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 4,347 | 4,347 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | 30,400 | 30,400 | - |
| その他有価証券 | 30,400 | 30,400 | - |
| 資産計 | 99,441 | 99,441 | - |
| (6)未払金 | 16,948 | 16,948 | - |
| 未払収益分配金 | 0 | 0 | - |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 未払償還金 | 8 | 8 | - |
| 未払手数料 | 7,256 | 7,256 | - |
| 関係会社未払金 | 8,671 | 8,671 | - |
| その他未払金 | 1,011 | 1,011 | - |
| (7)未払費用 | 9,171 | 9,171 | - |
| (8)未払法人税等 | 2,113 | 2,113 | - |
| 負債計 | 28,233 | 28,233 | - |

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,767百万円、関係会社株式9,942百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について618百万円（投資有価証券35百万円、関係会社株式582百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 預金 | 4,281 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 35,912 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 24,499 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 4,347 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 30,400 | - | - | - |
| 合計 | 99,441 | - | - | - |

◇　有価証券関係

前事業年度　（自　2019年4月１日　至　2020年3月31日）

１．売買目的有価証券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(2020年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 譲渡性預金 | 4,400 | 4,400 | - |
| コマーシャル・ペーパー | 19,999 | 19,999 | |
| 小計 | 24,399 | 24,399 | - |
| 合計 | 24,399 | 24,399 | - |

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自　2019年4月１日　至　2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度　（自　2020年4月１日　至　2021年3月31日）

１．売買目的有価証券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2021年3月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(2021年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表計上額（百万円） | 取得原価（百万円） | 差額（百万円） |
|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 譲渡性預金 | 30,400 | 30,400 | - |
| 小計 | 30,400 | 30,400 | - |
| 合計 | 30,400 | 30,400 | - |

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

該当事項はありません。

◇　退職給付関係

| 前事業年度(自　2019年4月１日　至　2020年3月31日) |
|---|
| １．採用している退職給付制度の概要<br>当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。<br><br>２．確定給付制度 |

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 23,551 百万円 |
| 勤務費用 | 1,034 |
| 利息費用 | 154 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △138 |
| 退職給付の支払額 | △858 |
| その他 | 17 |
| 退職給付債務の期末残高 | 23,761 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 年金資産の期首残高 | 17,469 百万円 |
| 期待運用収益 | 436 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △393 |
| 事業主からの拠出額 | 566 |
| 退職給付の支払額 | △666 |
| 年金資産の期末残高 | 17,413 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 20,462百万円 |
| 年金資産 | △17,413 |
| | 3,048 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 3,299 |
| 未積立退職給付債務 | 6,347 |
| 未認識数理計算上の差異 | △4,764 |
| 未認識過去勤務費用 | 185 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,766 |
| | |
| 退職給付引当金 | 3,311 |
| 前払年金費用 | △1,545 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,766 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|---|---|
| 勤務費用 | 1,034 百万円 |
| 利息費用 | 154 |
| 期待運用収益 | △436 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 572 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | △35 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 1,289 |

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

| | |
|---|---|
| 債券 | 57% |
| 株式 | 24% |
| 生保一般勘定 | 12% |
| 生保特別勘定 | 7% |
| その他 | 0% |
| 合計 | 100% |

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|---|---|
| 確定給付型企業年金制度の割引率 | 0.6% |
| 退職一時金制度の割引率 | 0.5% |
| 長期期待運用収益率 | 2.5% |

３．確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

当事業年度(自　2020年4月1日　至　2021年3月31日)

１．採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 23,761 百万円 |
| 勤務費用 | 1,016 |
| 利息費用 | 139 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △893 |
| 退職給付の支払額 | △781 |
| その他 | 28 |
| 退職給付債務の期末残高 | 23,270 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 年金資産の期首残高 | 17,413 百万円 |
| 期待運用収益 | 409 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,328 |
| 事業主からの拠出額 | 824 |
| 退職給付の支払額 | △626 |
| 年金資産の期末残高 | 19,349 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 19,959 百万円 |
| 年金資産 | △19,349 |
| | 610 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 3,311 |
| 未積立退職給付債務 | 3,921 |
| 未認識数理計算上の差異 | △2,074 |
| 未認識過去勤務費用 | 151 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,998 |
| | |
| 退職給付引当金 | 3,299 |
| 前払年金費用 | △1,301 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,998 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|---|---|
| 勤務費用 | 1,016 百万円 |
| 利息費用 | 139 |
| 期待運用収益 | △409 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 469 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | △34 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 1,182 |

(5) 年金資産に関する事項
①年金資産の主な内容
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

| | |
|---|---|
| 債券 | 52% |
| 株式 | 30% |
| 生保一般勘定 | 11% |
| 生保特別勘定 | 7% |
| その他 | 0% |
| 合計 | 100% |

②長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|---|---|
| 確定給付型企業年金制度の割引率 | 0.8% |
| 退職一時金制度の割引率 | 0.5% |
| 長期期待運用収益率 | 2.5% |

3．確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

◇　税効果会計関係

| 前事業年度末<br>(2020年3月31日) | 当事業年度末<br>(2021年3月31日) |
|---|---|
| 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 |

| 繰延税金資産 | 百万円 |
|---|---|
| 賞与引当金 | 1,235 |
| 退職給付引当金 | 1,026 |
| 関係会社株式評価減 | 762 |
| 未払事業税 | 285 |
| 投資有価証券評価減 | 462 |
| 減価償却超過額 | 171 |
| 時効後支払損引当金 | 177 |
| 関係会社株式売却損 | 148 |
| ゴルフ会員権評価減 | 167 |
| 未払社会保険料 | 97 |
| その他 | 219 |
| 繰延税金資産小計 | 4,754 |
| 評価性引当額 | △1,532 |
| 繰延税金資産合計 | 3,222 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | 4 |
| 前払年金費用 | 478 |
| 繰延税金負債合計 | 483 |
| 繰延税金資産の純額 | 2,738 |

| 繰延税金資産 | 百万円 |
|---|---|
| 賞与引当金 | 1,176 |
| 退職給付引当金 | 1,022 |
| 関係会社株式評価減 | 784 |
| 未払事業税 | 430 |
| 投資有価証券評価減 | 428 |
| 減価償却超過額 | 223 |
| 時効後支払損引当金 | 179 |
| 関係会社株式売却損 | 148 |
| ゴルフ会員権評価減 | 135 |
| 未払社会保険料 | 95 |
| その他 | 341 |
| 繰延税金資産小計 | 4,968 |
| 評価性引当額 | △1,530 |
| 繰延税金資産合計 | 3,437 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | 25 |
| 前払年金費用 | 403 |
| 繰延税金負債合計 | 429 |
| 繰延税金資産の純額 | 3,008 |

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 31.0% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.0% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △4.4% |
| タックスヘイブン税制 | 2.6% |
| 外国税額控除 | △0.7% |
| 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 | 0.2% |
| その他 | 0.4% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 29.1% |

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 31.0% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.0% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △3.5% |
| タックスヘイブン税制 | 1.9% |
| 外国税額控除 | △0.5% |
| 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 | 0.2% |
| その他 | 0.3% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 29.4% |

◇　資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

| | 前事業年度<br>自　2019年4月 1日<br>至　2020年3月31日 | 当事業年度<br>自　2020年4月 1日<br>至　2021年3月31日 |
|---|---|---|
| 期首残高 | - | - |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | - | 1,371 |
| 時の経過による調整額 | - | - |
| 期末残高 | - | 1,371 |

◇　セグメント情報等

前事業年度(自　2019年4月１日　至　2020年3月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自　2020年4月１日　至　2021年3月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　関連当事者情報

前事業年度(自　2019年4月１日　至　2020年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

（イ）子会社等

該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000(百万円) | 証券業 | ― | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等<br>役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1） | 31,378 | 未払手数料 | 5,536 |
| | | | | | | | コマーシャル・ペーパーの購入(*2) | 20,000 | 有価証券 | 19,999 |
| | | | | | | | 有価証券受取利息 | 0 | その他営業外収益 | 0 |

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
(*2） コマーシャル･ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自　2020年4月１日　至　2021年3月31日)

1．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000(百万円) | 証券業 | ― | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等<br>役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1） | 26,722 | 未払手数料 | 5,690 |
| | | | | | | | コマーシャル・ペーパーの償還(*2) | 20,000 | 有価証券 | - |
| | | | | | | | 有価証券受取利息 | 0 | その他営業外収益 | 0 |

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（*２） コマーシャル・ペーパーについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ １株当たり情報

| 前事業年度<br>(自 2019年4月1日<br>至 2020年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2020年4月1日<br>至 2021年3月31日) |
|---|---|
| １株当たり純資産額 16,557円31銭<br>１株当たり当期純利益 4,658円88銭 | １株当たり純資産額 17,018円01銭<br>１株当たり当期純利益 5,101円61銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。<br><br>１株当たり当期純利益の算定上の基礎<br>損益計算書上の当期純利益 23,996百万円<br>普通株式に係る当期純利益 23,996百万円<br>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳<br>該当事項はありません。<br>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株 | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。<br><br>１株当たり当期純利益の算定上の基礎<br>損益計算書上の当期純利益 26,276百万円<br>普通株式に係る当期純利益 26,276百万円<br>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳<br>該当事項はありません。<br>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株 |

中間財務諸表

◇中間貸借対照表

| | | 2021年9月30日現在 |
|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) |
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | | 2,226 |
| 金銭の信託 | | 36,349 |
| 有価証券 | | 11,600 |
| 未収委託者報酬 | | 26,924 |
| 未収運用受託報酬 | | 4,497 |
| その他 | | 1,176 |
| 貸倒引当金 | | △15 |
| 流動資産計 | | 82,759 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | ※１ | 2,005 |
| 無形固定資産 | | 5,512 |
| ソフトウェア | | 5,511 |

| | | |
|---|---|---|
| その他 | | 0 |
| 投資その他の資産 | | 15,622 |
| 投資有価証券 | | 1,949 |
| 関係会社株式 | | 9,864 |
| 前払年金費用 | | 1,305 |
| 繰延税金資産 | | 1,951 |
| その他 | | 551 |
| 固定資産計 | | 23,140 |
| 資産合計 | | 105,899 |

| | | 2021年9月30日現在 |
|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) |
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | | 12,617 |
| 未払収益分配金 | | 0 |
| 未払償還金 | | 5 |
| 未払手数料 | | 8,203 |
| 関係会社未払金 | | 3,481 |
| その他未払金 | ※２ | 925 |
| 未払費用 | | 9,068 |
| 未払法人税等 | | 1,282 |
| 賞与引当金 | | 1,966 |
| 資産除去債務 | | 296 |
| その他 | | 150 |
| 流動負債計 | | 25,381 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | | 3,265 |
| 時効後支払損引当金 | | 588 |
| 資産除去債務 | | 1,123 |
| 固定負債計 | | 4,976 |
| 負債合計 | | 30,358 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | 75,467 |
| 資本金 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | 13,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 |
| その他資本剰余金 | | 2,000 |
| 利益剰余金 | | 44,557 |
| 利益準備金 | | 685 |
| その他利益剰余金 | | 43,872 |
| 別途積立金 | | 24,606 |
| 繰越利益剰余金 | | 19,265 |
| 評価・換算差額等 | | 74 |
| その他有価証券評価差額金 | | 74 |
| 純資産合計 | | 75,541 |
| 負債・純資産合計 | | 105,899 |

◇中間損益計算書

| | | 自　2021年4月 1日<br>至　2021年9月30日 |
|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 57,049 |
| 運用受託報酬 | | 8,278 |
| その他営業収益 | | 219 |

| | | |
|---|---|---|
| 営業収益計 | | 65,547 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | | 19,265 |
| 調査費 | | 12,882 |
| その他営業費用 | | 2,443 |
| 営業費用計 | | 34,591 |
| 一般管理費 | ※1 | 14,589 |
| 営業利益 | | 16,366 |
| 営業外収益 | ※2 | 4,136 |
| 営業外費用 | ※3 | 262 |
| 経常利益 | | 20,241 |
| 特別利益 | ※4 | 49 |
| 特別損失 | ※5 | 507 |
| 税引前中間純利益 | | 19,782 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 4,594 |
| 法人税等調整額 | | 1,049 |
| 中間純利益 | | 14,139 |

◇中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自　2021年4月1日　至　2021年9月30日)

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | |
| | | | | | | その他利益剰余金 | | | |
| | 資本金 | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 31,395 | 56,686 | 87,596 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △26,268 | △26,268 | △26,268 |
| 中間純利益 | | | | | | | 14,139 | 14,139 | 14,139 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | － | － | － | － | － | － | △12,129 | △12,129 | △12,129 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 当中間期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 19,265 | 44,557 | 75,467 |

（単位：百万円）

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 57 | 57 | 87,654 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △26,268 |
| 中間純利益 | | | 14,139 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 16 | 16 | 16 |
| 当中間期変動額合計 | 16 | 16 | △12,112 |
| 当中間期末残高 | 74 | 74 | 75,541 |

[重要な会計方針]

| | |
|---|---|
| 1　有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法<br>(2) その他有価証券<br>時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）<br>時価のないもの…移動平均法による原価法 |
| 2　運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法によっております。 |
| 3　固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産<br>定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。<br>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産<br>定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 |
| 4　引当金の計上基準 | (1) 貸倒引当金<br>債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。<br>(2) 賞与引当金<br>賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 |

| | |
|---|---|
| | (3) 退職給付引当金<br>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。<br>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法<br>確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。<br>退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。<br>(4) 時効後支払損引当金<br>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 |
| 5　収益及び費用の計上基準 | 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。<br><br>①　委託者報酬<br>委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。<br><br>②　運用受託報酬<br>運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。<br><br>③　成功報酬<br>成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。 |
| 6　消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。 |
| 7　連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。<br>なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。 |

**[会計方針の変更]**

（収益認識に関する会計基準等の適用）
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。
これにより、営業外収益に計上しておりますシステム利用サービスに係る収益について、従来は、当該システム利用サービスに係るシステム関連費用を控除し、純額で認識しておりましたが、控除せず、総額で収益を認識する方法に変更しております。
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。
これによる中間財務諸表に与える影響は軽微であります。

（時価の算定に関する会計基準の適用）
「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。
また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

[注記事項]

◇中間貸借対照表関係

| 2021年9月30日現在 |
|---|
| ※１　有形固定資産の減価償却累計額<br>1,136百万円<br><br>※２　消費税等の取扱い<br>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。 |

◇中間損益計算書関係

| 自　2021年4月 1日<br>至　2021年9月30日 | |
|---|---|
| ※１　減価償却実施額 | |
| 有形固定資産 | 286百万円 |
| 無形固定資産 | 1,006百万円 |
| ※２　営業外収益のうち主要なもの | |
| 受取配当金 | 3,530百万円 |
| ※３　営業外費用のうち主要なもの | |
| 金銭の信託運用損 | 71百万円 |
| 時効後支払損引当金繰入 | 10百万円 |
| ※４　特別利益の内訳 | |
| 投資有価証券等売却益 | 26百万円 |
| 株式報酬受入益 | 23百万円 |

※５　特別損失の内訳

| | |
|---|---|
| 投資有価証券等売却損 | 0百万円 |
| 関係会社株式評価損 | 77百万円 |
| 固定資産除却損 | 374百万円 |
| 事務所移転費用 | 54百万円 |

◇中間株主資本等変動計算書関係

自　2021年4月 1日
至　2021年9月30日

１　発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 5,150,693株 | ― | ― | 5,150,693株 |

２　配当に関する事項

配当金支払額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| (1) 配当金の総額 | 26,268百万円 |
| (2) 1株当たり配当額 | 5,100円 |
| (3) 基準日 | 2021年3月31日 |
| (4) 効力発生日 | 2021年6月30日 |

◇金融商品関係

１．金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)金銭の信託 | 36,349 | 36,349 | - |
| 資産計 | 36,349 | 36,349 | - |

（注）1　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注）2　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分 | 当中間会計期間（百万円） |
|---|---|
| 市場価格のない株式等（※）1，2 | 10,176 |
| 組合出資金等 | 1,637 |
| 合計 | 11,814 |

（※）1　市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

（※）2　非上場株式等について、当中間会計期間において77百万円減損処理を行っております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3

つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

2021年9月30日現在

| | 時価（百万円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 金銭の信託（運用目的・その他）（※） | - | 2,452 | - | 2,452 |
| 合計 | - | 2,452 | - | 2,452 |

（※）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託33,897百万円は表中に含まれておりません。

（2）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

◇有価証券関係

当中間会計期間末　（2021年9月30日）

１．満期保有目的の債券(2021年9月30日)

該当事項はありません。

２．子会社株式及び関連会社株式(2021年9月30日)

市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

| | 中間貸借対照表計上額（百万円） |
|---|---|
| 子会社株式 | 9,758 |
| 関連会社株式 | 106 |

| | |
|---|---|
| 合計 | 9,864 |

これらについては市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

３．その他有価証券(2021年9月30日)

| 区分 | 中間貸借対照表計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|---|---|---|---|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 譲渡性預金 | 11,600 | 11,600 | - |
| 小計 | 11,600 | 11,600 | - |
| 合計 | 11,600 | 11,600 | - |

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減　(単位：百万円)

| | 自　2021年4月 1日<br>至　2021年9月30日 |
|---|---|
| 期首残高 | 1,371 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | 48 |
| 時の経過による調整額 | - |
| 中間期末残高 | 1,419 |

◇収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

| | 自　2021年4月 1日<br>至　2021年9月30日 |
|---|---|
| 委託者報酬 | 57,003百万円 |
| 運用受託報酬 | 8,273百万円 |
| 成功報酬（注） | 51百万円 |
| その他営業収益 | 219百万円 |
| 合計 | 65,547百万円 |

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] ５　収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇セグメント情報等

当中間会計期間(自　2021年4月1日　至　2021年9月30日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇１株当たり情報

| 自　2021年4月 1日<br>至　2021年9月30日 |
|---|
| １株当たり純資産額　14,666円31銭<br><br>１株当たり中間純利益　2,745円08銭<br><br>(注)１.潜在株式調整後１株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。<br>２.１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。<br>中間純利益　14,139百万円<br>普通株主に帰属しない金額　―<br>普通株式に係る中間純利益　14,139百万円<br>期中平均株式数　5,150千株 |

４【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものと

して内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

### 5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

| (a)名称 | (b)資本金の額* | (c)事業の内容 |
|---|---|---|
| 野村信託銀行株式会社 | 35,000百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。 |

＊2021年11月末現在

(2) 販売会社

| (a)名称 | (b)資本金の額* | (c)事業の内容 |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 池田泉州ＴＴ証券株式会社 | 1,250百万円 | |
| 今村証券株式会社 | 857百万円 | |
| 岩井コスモ証券株式会社 | 13,500百万円 | |
| ａｕカブコム証券株式会社 | 7,196百万円 | |
| 株式会社ＳＢＩ証券 | 48,323百万円 | |
| ＯＫＢ証券株式会社 | 1,500百万円 | |
| 木村証券株式会社 | 500百万円 | |
| 寿証券株式会社 | 305百万円 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 四国アライアンス証券株式会社 | 3,000百万円 | |
| 株式会社しん証券さかもと | 300百万円 | |
| 東海東京証券株式会社 | 6,000百万円 | |
| 松井証券株式会社 | 11,945百万円 | |
| 三津井証券株式会社 | 558百万円 | |
| むさし証券株式会社 | 5,000百万円 | |
| 山和証券株式会社 | 585百万円 | |
| 楽天証券株式会社 | 7,495百万円 | |
| 株式会社足利銀行 | 135,000百万円 | |
| 株式会社伊予銀行 | 20,948百万円 | |
| 株式会社千葉興業銀行 | 62,120百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |
| 野村信託銀行株式会社 | 35,000百万円 | |
| みずほ信託銀行株式会社 | 247,369百万円 | |

＊2021年11月末現在

２【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

３【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

委託会社は、木村証券株式会社の株式の6.3%を保有しています。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

| 提出年月日 | 提出書類 |
| --- | --- |
| 2021年 5月 7日 | 臨時報告書 |
| 2021年 7月20日 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 2021年 7月20日 | 有価証券報告書 |
| 2021年 8月 4日 | 臨時報告書 |

# 独立監査人の監査報告書

２０２１年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 亀　井　　純　子 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 津　村　　健二郎 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 水　永　　真太郎 |

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２０年４月１日から２０２１年3月３１日までの第６２期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２１年3月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

**利害関係**

**会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。**

**以　　上**

---

**(注)　1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。**
**2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。**

# 独立監査人の監査報告書

２０２１年１２月１０日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　御　　中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　伊　藤　志　保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国株式配当貴族（年4回決算型）の２０２１年４月２３日から２０２１年１０月２２日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国株式配当貴族（年4回決算型）の２０２１年１０月２２日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

---

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

２０２１年１１月２４日

野村アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 湯　原　　尚 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 津　村　健二郎 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 水　永　真太郎 |

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日までの第６３期事業年度の中間会計期間（２０２１年４月１日から２０２１年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２１年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２１年４月１日から２０２１年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判

**断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。**

**中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。**

**監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。**

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

**利害関係**

**会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。**

**以　　上**

---

**(注)　1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。**
**2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。**